

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

部 会 規 程

(目 的)

第1条 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会は、事業運営を円滑にするため定款第18条第3項の規定に基づき、この規程を定める。

(構 成)

第2条 部会の部員は、理事、評議員で構成し、会長が委嘱する。

2 部会は、次のとおりとする。

① 総務部会

理事 4名 評議員 9名

② 地域福祉部会

理事 4名 評議員 9名

③ 居宅介護サービス部会

理事 4名 評議員 9名

④ 楠支所部会

理事 4名 評議員 8名

(任 務)

第3条 部会は、第4条の所管事項を研究し、業務の効率的運営を図る。

2 部会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、又は会長の諮問に応じ、意見を具申するものとする。

(所管事項)

第4条 部会の所管事項は、次のとおりとする。

1 総務部会

総務課の所管に関する事項

2 地域福祉部会

地域福祉課の所管に関する事項

3 居宅介護サービス部会

居宅介護サービス課の所管に関する事項

4 楠支所部会

楠支所の所管に関する事項

(会 議)

第5条 部会には、部員の互選により、正副部会長を置く。

2 部会の会議は、会長に諮り、部会長が招集し、議長には部会長をあてる。

(任 期)

第6条 部員の任期は、理事、評議員の在任期間とする。

(特別部会及び特別委員会)

第7条 部会のほか、会長が必要と認めた場合は、特別部会又は特別委員会を設けることが

できる。

2 特別部会及び特別委員会は、会長の諮問に答申し、会長が受理したときに解散する。

附 則

この規程は、昭和48年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月18日から施行する。